

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁）

制 度 名	日本版 I S A（少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）の恒久化等		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	制度の拡充・簡素化を図る観点から、以下の項目について措置を講ずること。 1 投資可能期間を（平成 26 年からの 3 年間だけでなく）恒久化すること 2 対象商品を拡大し、公社債・公社債投信への投資を可能とすること 3 毎年新たな口座の開設を不要とする（原則一口座とする）こと 4 ただし、平成 23 年度税制改正大綱等に則り、経済金融情勢が急変した場合には、軽減税率の延長を行うこと		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲13,200 百万円 （－ 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供する観点から、日本版 I S A に関する利便性の向上に向けて、必要な税制上の措置を講ずる。 (2) 施策の必要性 日本版 I S A は、当初個人投資家の証券市場への参加拡大の観点から導入された少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置である（平成 26 年から施行予定）。 他方、個人投資家の証券市場への参加拡大のみならず、約 1,500 兆円ある我が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図る観点から、日本版 I S A の活用に期待される。 その点、現行制度は、平成 26 年から 3 年間に行われる投資だけを対象とする時限措置となっている等、長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供する観点（特に老後の備えや教育資金）からは不十分であることから、現行制度の恒久化・簡素化の措置を講ずるものである。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		政 策 の 達 成 目 標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の 達 成 状 況	平成 26 年施行のため、該当せず。
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	4,591 万人（平成 23 年度 個人株主数の延べ人数） （出典）東京証券取引所等「平成 23 年度株式分布状況調査」
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	要望の措置は、制度の恒久化等を図り、個人投資家の証券市場への参加拡大、併せて長期・分散投資による資産形成に有効である。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	なし
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関 係	なし
		要望の措置 の 妥 当 性	要望の措置は、個人投資家の証券市場への参加拡大、国民の自助努力による資産形成に資する制度とするものであり、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成 26 年施行のため、該当せず。
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	平成 26 年施行のため、該当せず。
	前回要望時の達成目標	平成 26 年施行のため、該当せず。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 26 年施行のため、該当せず。
これまでの要望経緯		・平成 21 年度改正 日本版 I S A の創設 ・平成 22 年度改正 日本版 I S A の法制化 ・平成 23 年度改正 日本版 I S A の利便性の向上・事務手続の簡素化 ・平成 24 年度改正 日本版 I S A の利便性の向上・事務手続の簡素化